

函館市南茅部地区防災行政無線放送協議会設置要綱

(目的)

第1条 無線施設の適切な運営を図るため、函館市南茅部地区防災行政無線放送協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議会が担任する事項)

第2条 協議会は、無線施設の運用について必要な事項を協議する。

(構成)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって構成する。

2 委員は、次の関係団体の長または代表もしくはその代理人をもって充てる。

なお、委員長が必要と認めた場合、委員を増員できるものとする。

- ・ 函館市南茅部支所 2人
- ・ 函館市消防本部東消防署南茅部支署 1人
- ・ 南かやべ漁業協同組合 2人
- ・ 町会 2人
- ・ 小学校 1人
- ・ 中学校 1人
- ・ 南茅部高等学校 1人

(協議会の役員および事務局)

第4条 協議会に委員長および副委員長を置く。

2 委員長には南茅部支所長を充て、副委員長には南茅部支所地域振興課長をもって充てる。

3 委員長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があったときは、その職務を代理する。

5 協議会の事務局は、南茅部支所地域振興課に置く。

(会議)

第5条 協議会は必要に応じ委員長がこれを招集する。

(議事)

第6条 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(その他)

第7条 その他この協議会に必要な事項は、都度協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成20年5月15日から施行する。